

コモン・ロー上のルールの不利益の変更と

遡及処罰禁止原則(一)

門 田 成 人

- 一 はじめに
- 二 「二年と二日ルール」をめぐる法状況と遡及処罰禁止原則……以上本号
- 三 合衆国最高裁における遡及処罰禁止原則の理解
- 四 Rogers 事件判決の意義と位置づけ
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

合衆国議会および州議会は、合衆国憲法の事後法禁止条項により、被告人に遡及的に適用する法律を制定することができない⁽¹⁾。

では、事後法とはいかなる法律を指すのか。合衆国最高裁は、一七九八年の *Calder v. Bull* 事件判決において、

四つの類型を明らかにしている。⁽²⁾ すなわち、「第一類型―その制定前になされ、行為時に犯罪ではなかった行為を犯罪とする、あるいはそのような行為を処罰する、あらゆる法律。第二類型―遂行時よりも犯罪を加重する、あるいは重大化する、あらゆる法律。第三類型―刑罰を変更し、遂行時に当該犯罪に付加される法律よりも重い刑罰を科するあらゆる法律。第四類型―犯罪者を有罪とするために、証拠の法ルールを変更し、犯罪遂行時に法律が要求していたよりも少ないあるいは異なる証拠を認めるあらゆる法律」⁽³⁾と。

事後法はなぜ禁じられるのか。合衆国最高裁は、二〇〇〇年の *Carnell v. Texas* 事件判決において、事後法禁止条項の正当化根拠を挙げている。⁽⁴⁾ 第一に、政府が、個人の自由や生命を剥奪できる状況を統制するために、確立された法ルールに拘束されるという基本的な公正さが挙げられる。第二に、事後法禁止条項は、立法府の制定する法律が公正な警告を与えることを前提に、個人がその意味が明白に変更されるまではその意味を信賴することを是認することを保障するのに資する。第三に、事後法禁止条項が恣意的で復讐的な立法を抑制することで政府権限を規制することである。最後に、将来の犯罪者を思いとどまらせ、個人を更生改善するために、犯罪者がその犯罪のゆえに適切に処罰されることを確保するという公共の利益である。

では、事後法禁止条項の射程はどこまでであろうか。合衆国憲法の文言に照らせば、それは明らかに立法を規制対象とするものと読める。⁽⁵⁾ とすると、例えば、裁判所が刑罰法規を新たに解釈（特にその解釈が日常用語的理解を超えるような場合）して、あるいはこれまでの先例による解釈を変更し処罰範囲を拡大して、日常的理解あるいは先例の解釈によれば無罪と予測される当該事件に適用する場合は、事後法禁止条項の射程外となる。合衆国最高裁も、事後法禁止条項が立法作用にのみ適用され、裁判所の判決には適用されないと繰り返し判示している。すなわち、「事後法禁止条項が立法府の権限に対する制約であって、司法府に自動的に適用されるものではない

ない」とする。⁽⁶⁾

しかし、一九六四年の *Bouie v. City of Columbia* 事件判決は、犯罪行為を定義する制定法の裁判所による、予見不可能な拡張が適及的に適用されるならば、被告人のデュー・プロセスの権利を侵害すると判示した。⁽⁷⁾ *Bouie* 事件判決は、裁判所による新たな解釈の適及適用につき、事後法禁止条項を適用できないが、その背後にあるデュー・プロセスの利益に着目して、デュー・プロセス条項により刑罰法規を解釈する裁判官にも適及適用の禁止が妥当することを認めたのである。すなわち、「州立法府が事後法の制定を事後法禁止条項により禁じられているならば、州最高裁も、その解釈が問題の行為に先立って明示されていた法律に照らして予測できず擁護しえないならば、裁判所による刑罰法規のそのような解釈も適及効果を与えられるべきではないということにならざるをえない」とする。⁽⁸⁾

Bouie 事件判決は、事後法禁止条項の先例解釈を変更することをせず、適及処罰問題にデュー・プロセス条項を新たに登場させることで、裁判所の解釈の適及適用を禁じた。しかし、*Bouie* 事件判決そのものが先例との関係でどのように位置づけられるのかとともに、デュー・プロセス条項による不適及原則が事後法禁止条項と比較してどのような範囲でいかに適用されるのかも問われる。すなわち、*Bouie* 事件判決が事後法禁止条項により禁じられるあらゆる類型に適用されるのか否か⁽⁹⁾ (*Bouie* 事件は問題の行為が刑事責任を問われるのか否かの事例、すなわち事後法禁止条項が対象とする第一類型にあたる)、さらに不適及原則がコモン・ロー上のルールにまで及ぶのか否か⁽¹⁰⁾が未解決の課題として残されたのである。

合衆国最高裁は、二〇〇一年、*Rogers v. Tennessee* 事件判決において、*Bouie* 事件判決で示された基準が、裁判所が刑罰法規適用に関するコモン・ロー上のルールを被告人に不利益に変更する場合にも適用されるとした。⁽¹¹⁾

遡及処罰禁止の要請がコモン・ロー上のルールにも適用されるとして、刑法基本原則の射程が拡大される形で課題の一つが明確に解決されたのである。がしかし、Rogers 事件判決は大きな問題点が指摘されている。本判決は、Bowie 事件判決の基準を、事後法禁止の諸原則から切り離し、公正な告知の概念に結びつけることで、遡及処罰禁止を要請するデュー・プロセスの制約を緩和し、「合法性原則を侵食した」と批判される⁽¹²⁾。すなわち、Rogers 事件判決は、被告人が Bowie 事件判決に照らしデュー・プロセス条項が事後法禁止条項の特別な禁止類型を含むとの主張に対して、以下のように判示した。すなわち、Bowie 事件判決にはそのような広範な解釈を示唆する部分があるがあくまで傍論であり、Bowie 事件判決はデュー・プロセスの確固として確立された概念、つまり、告知、予見可能性そしてとりわけて公正な警告にその理論的根拠を求め、その後の判決も Bowie 事件判決の基準が事後法禁止条項の射程に言及せず、むしろ公正な警告というより基礎的で一般的な原則にしたがって適用されるとしていると指摘したうえで、「Bowie 事件判決が、刑罰法規の裁判所による解釈の遡及適用に対するデュー・プロセスの制約を、問題の行為に先立って示された法律に照らして予測できず擁護しえない場合に限定した」と解釈したのである。⁽¹³⁾ この解釈はデュー・プロセス概念の核心を担うとされつつ融通無碍な概念と変容した「公正な告知（あるいは警告）」を基準適用の指針とすることではじめて可能となるものである。これは遡及処罰原則に広範な例外を許容しうる解釈で、まさに遡及処罰禁止原則の適用範囲を拡大しながらこの原則の適用の換骨奪胎を図るものとして「肉を切らせて骨をたつ」論理となりかねない。そして、その悪影響は遡及処罰禁止原則にとどまらず、デュー・プロセス条項を根拠とする合法性原則にも及びるのである。それゆえ本判決の論理が精査されなければならない。

わが国においても、遡及処罰禁止原則との関係で、被告人に不利益に変更された判例が当該被告人に適用され

うるのか否かが問題とされている。⁽¹⁴⁾ この判例変更と遡及処罰の問題は、とりわけて最高裁が公務員の争議行為の
 あおり（およびあおりの企て）処罰規定につき合憲限定解釈として示した「二重のしほり論」を被告人に不利益
 に変更した全農林事件判決においてその問題性が指摘され、⁽¹⁵⁾ 最近の岩手県教組同盟罷業事件第二次上告判決で
 正面から取り上げられ、⁽¹⁶⁾ これらの最高裁判決をめぐって従来から議論のあるところである。その意味でも、
 Rogers 事件判決めぐるアメリカ合衆国の議論状況はわが国の議論に有益な示唆を与えるものと思われる。⁽¹⁷⁾ また、
 筆者も、罪刑法定主義の制度的保障の側面と（主観的）権利性（あるいは制度の核としての本質）との関係にお
 いて「公正な告知」を用いた再構成を検討するなかでこの問題を取り上げたことがある。⁽¹⁸⁾ そこでは、憲法三一条
 の適正手続における「公正な告知」の保障（と憲法三九条）から少なくとも最高裁による刑罰法規の合憲限定解
 釈には告知付与機能を認め、「公正さ」の観点からこれを変更する場合には明示的な先例変更の告知を要するも
 のとし、被告人に不利益な判例変更が当該事件に適用されてはならないと考えている。⁽¹⁹⁾ それは外観上まさに
 Rogers 事件判決と同じ論理に見えるが、結論をまったく異にするものである。アメリカ法における議論を反面
 教師的に見ながら立論をしただけに、Rogers 事件判決における合衆国最高裁の論理は十分に予想されるところ
 ではあったが、やはり本判決の意義や位置づけ、今後の遡及処罰禁止原則の行方を見定めることは筆者にとって
 も重要な課題である。

以下では、Rogers 事件判決を検討分析する前提として、その争点であった一年と一日ルールが近時問題とさ
 れた各州の判例等の状況について概観したうえで、合衆国最高裁における事後法禁止条項と判例の遡及適用との
 関係について主要な判例を再確認し、これに関する学説の状況を見ることとする。そのうえで、Rogers 事件判
 決の意義とその影響について検討することとする。

- (1) U.S. Const.art. I, §10, cl.1: “No state shall . . . pass any . . . ex post facto law.” U.S. Const.art. I, §9, cl.3: “No . . . ex post facto law shall be passed.”
- (2) 3 U.S. (3 Dall.) 386(1798). なお、いかなる法律が被告人に適用されるのかを決定する時点は犯罪時であるから、ある法律が事後法であるか否かもこの時点を基準に判断される。立法府が犯罪遂行後に法律を変更しこれを被告人に適用しようとするならば、それは遡及適用である。
- (3) *Id* at 390.
- (4) 120 S. Ct. 1620, 1632-33(2000). *See* LaFAVE & SCOTT, SUBSTANTIVE CRIMINAL LAW 136(1986).
- (5) *Id.*
- (6) *See, e.g.,* Marks v. United states, 430 U.S. 188, 191(1977), Ross v. Oregon, 227 U.S. 150, 161(1913). そこにはもちろん、合衆国憲法の文言のみならず、「文字通りの意味において、全ての判例法は、制定法の裁判所による解釈を含めて、遡及的に働く。というのは、既存の全てを包含する法律という伝統的理論にかかわらず、実際は多くの間隙があり、時間を遡って事前の行為に犯罪との有権的な烙印を押すのは事後の判決だからである」との理解もある。しかし、この理解にもそれゆえにすべての裁判所の判決による遡及処罰を許容する根拠としては認めがたいとの批判がある。*See* HALL, GENERAL PRINCIPLES OF CRIMINAL LAW 61(2d. ed. 1960).
- (7) 378 U.S.347(1964).
- (8) *Id.* at 353-54.
- (9) Kaatz, *Is There An Ex Post Facto Prohibition On Judicial Decisions That Retroactively Enlarge Criminal Punishment?*, 47 WAYNE L.REV. 1367, 1368(2001). Kaatz 論文は、事後法禁止条項の根拠に照らして、以下の諸点から「事後法禁止条項の存在を正当化する政策の全てを考慮すれば、Boitie 事件判決が刑罰にも適用されるべきであるというのが論理的である」とする。すなわち、①合衆国最高裁が政府という言葉を用い、立法府ではないことが重要である。立法

府でも裁判所でも、被告人が過及的により厳しい刑罰を受ける結果となるならば、基本的な公正さが侵害されていないと主張するのは難しい。②被告人が、訴追に有罪答弁するか公判にすむのかを判断するさい、犯罪に対して予測される刑罰に依拠するとの有力な主張がなされうる。裁判所が、被告人が有罪答弁を決定した後に犯罪に付された刑罰を重くする制定法の新たな解釈をなすならば、被告人の信頼の利益は裏切られる。これは公判にすむ被告人の数を増やし、司法予算を増大させる。結果として訴追も妨げられ、事件が公判まで進み時間がかかれば、証人もその証言内容を忘れることになりかねない。③ *Calder* 事件判決において、合衆国最高裁は、合衆国憲法以前には、イギリス議会が事後法を制定し、その主張者が野心、個人的恨みや復讐心のある悪意によって動機づけられていると述べた。おそらくそのメンバーが選挙された官吏であるから、そのような感情は立法府において生まれ、そのように彼らは支持者によって感化されている。州最高裁に選挙される裁判官もまたその選挙民によって感化されているであろう。刑事被告人がメディアを通じて特に周知となっている場合には、州最高裁は、量刑に関して、復讐心のある判断をなすように公衆によって感化されがちであろう。④被告人の量刑を加重する過及的な裁判所による判決がどのようにして犯罪抑止結果を達成できるのか。誰かが犯罪行為を行うことを思いとどまらせるために、それが遂行される前に犯罪に付される刑罰が社会に知られることが不可欠である。事後法禁止条項も *Bowie* 事件判決の判決も犯罪に付される刑罰に関して将来的判決を禁ずるものではない。⑤被告人の観点からは、新たな制定法の結果としての刑罰における過及的な加重と、裁判所の判決の結果である場合とに、何らかの相違が見い出されるものではないであろう。殆どの犯罪者はおそらく、法システムが立法府だけではなく裁判所の新たな判決による刑罰における変化にどのように備えているのかを理解していない。刑罰の一つの目的は、法律を尊重し遵守させることにより犯罪者を更生させることである。法律が犯罪者の観点から恣意的なものと思われるように変更されるならば、これは法律に対する敬意を強化するものではなく、むしろ逆効果となるかもしれない。結果として、社会は犯罪者を更生させるといふ刑罰の目的の一つを促進しない。

- (10) *The Supreme Court—Leading Cases*, 115 HARV. L. REV. 306(2001). 「合衆国における刑法のかんりの部分がおお裁判官により創造されるコモン・ローから成り立っており、それらが裁判官によって変更され遡及適用を受ける可能性があるから、この問題はかなり重要である」と指摘する。
- (11) 121 S. Ct. 1693(2001).
- (12) *Leading Cases*, *supra* note 10 at 317.
- (13) 121 S. Ct. at 1700.
- (14) わが国における学説状況については、中山研一『判例変更と遡及処罰—岩教組事件第二次上告審判決を契機に—』(二〇〇三年) およびそこに挙げられている諸文献を参照願いたい。
- (15) 最大判昭四八・四・二五刑集二七巻四号五四七頁。
- (16) 最判平八・一一・一八刑集五〇巻一〇号七四五頁。
- (17) アメリカ合衆国における事後法禁止原則に関して、比較的新しい文献としては、萩原滋『罪刑法廷主義と刑法解釈』二二一頁以下(一九九八年)、成田秀樹『刑事判例と事後法禁止』法学新報九八巻七・八号一六三頁以下、同「事後法の禁止—実体法・手続法の区別と事後法禁止の適用範囲」法学新報九八巻五・六号七九頁以下がある。
- (18) 拙稿『罪刑法定主義の理念と『権利性』について』大野眞義先生古稀祝賀『刑事法学の潮流と展望』一三三頁以下(二〇〇〇年)。
- (19) 拙稿注(18)三三二頁以下。
- 一一「一年と一日ルール」をめぐる法状況と遡及処罰禁止原則
- (1) 「一年と一日ルール」をめぐる法状況の概観

コモン・ローでは、被告人は被害者に傷害を与えた行為から一年と一日のうちに被害者が死亡しなければ殺人罪（謀殺罪）で訴追されないという「一年と一日ルール（the year and a day rule）」が二三世紀に確立され、しっかりと定着している。⁽²⁰⁾ 本来は、「死の訴え（appeal of death）」と知られる殺人に対する私訴を始める期限を定めるルールとして機能したが、死の訴えが一八一九年に廃止された後は、殺人罪の公訴提起を規制するルールに拡張された。⁽²¹⁾ このルールの正当化根拠は三つ挙げられる。第一に、一三世紀の医学が被害者の受傷と死亡との間に多大な時間が経った場合には合理的な疑いを超えて因果関係を証明しえず、殺人罪における因果関係の証明が不当に推測的であってはならないという判断に基づくものである。当時の医療の未熟さから、長期間経過した死亡が人為的原因に帰属しうることを科学的に判断することができなかった。つまり一年以上も経てば無関係な病氣や医学的援助の不十分さなど他の要因が死を惹起したとの議論の余地があるから、裁判官は、被告人に有利にその行為が死を惹起しなかったとする時間的制約ルールを工夫したのである。第二に、このルールは、近隣の出来事の報告者としての陪審の初期の機能から生まれたと言われる。初期のイギリスの裁判所では、陪審員は有罪判決に達するには陪審員自身の知識に依拠するように求められていたのである。最後に、このルールは、あらゆる殺人罪に対して無差別に死刑を科するコモン・ロー上の実務の峻厳さを緩和するものであった。

しかし、いずれも時代的背景に基づく要請であって、現代においてはかなり様相を異にするものといえる。とりわけ第一の根拠については、医学および医療技術が飛躍的に進歩した現代では、このルールは明らかに時代遅れである。現代の医療は、被害者を一年と一日を越えて生存させることができるし、死が長期間経過した後であってもその死因をかなりの正確性をもって特定できるのである。⁽²³⁾

「一年と一日ルール」の適用を争った最近の代表的判例は以下のようこのルールを評価する。例えば、Key

v. State 事件判決は、被告人が車で被害者をはねて脳に重大な傷害を与え植物状態に陥らせて、被害者が約一八カ月後に事故の傷害による合併症で死亡した事案である。⁽²⁴⁾ 被告人は一年と一日ルールに基づき殺人罪あるいはその被包摂犯罪で訴追されないと主張した。州最高裁は、一年と一日ルールがアラバマ州のコモン・ローの一部であるとしたうえで、このルールに従えば、被害者が被告人の違法行為から一年と一日のうちに死亡してはじめて殺人罪で訴追されうるとする。⁽²⁵⁾ がしかし、医学における現代の進歩および生命維持能力の向上、さらにこのルールの適用を回避する法律上の及び裁判所による潮流に照らして、このコモン・ロー上のルールが現在もアラバマ州において有効な刑法原則であるか否かを検討しなければならないとする。⁽²⁶⁾ そして、このルールの根拠、生成経緯および各州における最近の裁判例を分析しつつ、以下のように結論した。すなわち、「一年と一日ルールのようなコモン・ロー原則の脈絡では、新たな事情や事実類型が現われるにつれて先例を明確化するあるいは再評価する必要があるしはしは生じる。そのような裁判所の行為が、法を創造するのであれ発見するのであれ、刑法がそのコモン・ロー上の要素のいくつかを保持する州では裁判所の不可欠な責務である」としたうえで、他州の判決を引用しつつ、医学の急速な進歩とともに、陪審が専門家の証言に依拠し自らの個人的な知識に基づき争点を判断する必要がないこと、および被害者の死が被告人の一撃から一年と一日以上経ていても、その一撃が死の原因であることへの疑いが概ね除去されていることを挙げて、死が自然原因によると推定される一年と一日の期間がもはや現実的ではないとし、「当裁判所は、コモン・ローの時代遅れの遺物であるという理由で一年と一日ルールを判決で廃止する他の法域における諸判決に賛成する」とした。そして、科学的医学的知識における進展等を含めた状況の変化に基づきコモン・ロー上のルールを廃止すると判断するさいに、被告人はこのルールを保持すべきとする十分な根拠を主張していないと判示した。⁽²⁷⁾

被告人の銃撃で重傷を負った被害者が六年後に死亡した事案である Commonwealth v. Casanova 事件判決は「一年と一日ルール」の廃止につき以下のよう⁽²⁸⁾に述べる。すなわち、このルールを時代遅れなものとする「主な要因は医学の知見と技術の進歩である。医学は現在、二〜三〇年前には想像しえなかつたほど、数ヶ月数年重篤な患者の生命を維持できる。診療技術についても同じような進歩が見られ、因果関係の問題は容易に解決される。最近の病理学者ははるかに正確に死因を判断でき、複雑な事件でも因果関係はさほど困難な問題ではなくなっている⁽²⁹⁾」一方、「暴行と被害者の死との期間経過が大きくなれば因果関係の証明がより難しくなることは一般に真実であるし、陪審員は時間的に隔たった行為が死の近接原因であるとの主張には当然に懐疑的になる⁽³⁰⁾」であろうから、「したがって、このルールを廃止しても、有罪の判断が被告人の手続的デュー・プロセスを侵害するほど信頼できないあるいは不明確なものとするわけではない⁽³¹⁾」とする。また、「行為者が謀殺罪による訴追の可能性に長期にわたりさらされることは不公正とはいえない。よって、このルールの廃止が実体的デュー・プロセスを剥奪することにはならない」とし、謀殺罪による訴追の可能性という点では、死が行為直後に生じたが被告人が逃亡している場合との違いが合理的に説明しえないとする⁽³²⁾。さらに、「訴追側が死が傷害行為から時間的に隔たった場合にその因果関係の証明が明らかに難しい事案は多くあるが、遅効性の毒薬の使用や意図的な HIV ウイルスの感染など因果関係の証明が可能な場合に、謀殺罪による訴追が恣意的な期限によって禁じられるべきではない⁽³³⁾」し、被害者の延命を可能とする医学の進歩が行為者の訴追を禁ずることになるといっはつじつまが合わず、生命維持装置の利用が「生命維持装置を切るか、あるいは行為者の謀殺罪の訴追を免れさせることを許すか」という選択の恐怖の影⁽³³⁾を生み出すべきではないとする。

各州はこの時代錯誤の「一年と一日ルール」を廃止する傾向にある。連邦裁判所にはこのルールの有効性をな

お認める判決もあるが、大多数の州では判決あるいは立法によってこのルールを廃止している。立法による場合は、このルールが暗黙のうちであっても殺人罪の実体的な犯罪構成要素である以上、その廃止は立法府によってのみ可能であるとする。カリフォルニア州、ミズーリ州、メリーランド州やワシントン州では立法府がこのルールを廃止している。⁽³⁵⁾カリフォルニア州は、一九六九年に一年と一日を三年と一日に制定法で訴追に対する期限の変更を行ったうえで、現在は絶対的な時間的制約はないが、死亡が三年と一日の後には犯罪ではないとの反駁可能な推定を設けている。また、ジョージア州⁽³⁶⁾、ニューヨーク州⁽³⁷⁾、イリノイ州⁽³⁸⁾、オレゴン州⁽³⁹⁾やアイオワ州⁽⁴⁰⁾では、州最高裁は、このルールが立法府の定めた包括的な刑法典にその一部として含まれていない以上廃止されたものと判示した。

他方、このルールがコモン・ローの一部である以上、その廃止権限は裁判所にあるとも考えられる。コロラド州、デラウェア州やユタ州では、州最高裁はこのルールを明文化した制定法を無効と判示し、マサチューセツ州やミシガン州をはじめとする一〇州ではこのルールそのものが裁判所により無効と判断された。⁽⁴¹⁾また、コネチカット州最高裁はこのルールが州のコモン・ローの一部ではないとした。⁽⁴²⁾

(2) 「一年と一日ルール」廃止判決における遡及適用問題

一年と一日ルールを廃止する新たな制定法であれば事後法禁止原則に照らして遡及適用は認められないが、これを廃止する裁判所の判決は、新たな立法の再解釈による場合も含めて、当該事件の被告人に適用されうるのか否かが遡及処罰禁止原則（あるいは事後法禁止原則）との関係で問題となりうる。一年と一日ルールが手続あるいは証拠に関するルールであるとしてその廃止判決の遡及適用を認める判決はわずかに見られるにすぎない。⁽⁴³⁾以下ではその廃止判決の遡及効果を否定した各州の代表的な判決例を概観することにする。

一九八〇年マサチューセッツ州の *Commonwealth v. Lewis* 事件判決は、一年と一日ルールがもはや支持し得ないとし、その廃止が裁判所の判決によってなされうるとしたうえで、事後法禁止条項との関係につき以下のよう⁽⁴⁴⁾に論じる。すなわち、このルールを証拠法あるいは実体法と見るかの判断、また被告人による信頼の保護はここでは重要な問題ではなく、「憲法の諸規定は、法提供者における悪意に動機づけられたあるいは誤った不当な行為を思いとどまらせる意図であると考えられるべきである。・・・したがって、この古いルールが承認されないとの裁判所による判決に先立つ行為には、古いルールが適用されると判断することが公正な解決であると考え⁽⁴⁵⁾る」とし、遡及適用を認めなかった。

一九八二年ミシガン州の *People v. Stevenson* 事件判決⁽⁴⁶⁾では、検察官は、合衆国憲法および一九六三年州憲法の事後法禁止条項が立法府に対する規定であること、一年と一日ルールが証拠ルールまたは手続ルールであること、被告人が当該行為の犯罪性につき告知を受けていたこと、被告人が実際にはこのルールに依拠していなかったこと、および時代錯誤のルールに固執して殺人者を逃れさせるべきではないことを理由に、遡及適用を主張した⁽⁴⁷⁾。

しかし、州最高裁は、「合衆国憲法の事後法禁止条項が裁判所に直接には適用されないが、合衆国憲法修正第五⁽⁴⁸⁾条や修正第一⁽⁴⁸⁾四⁽⁴⁸⁾条を通じて類推により適用可能である。当裁判所も事後法禁止条項の裁判所への適用可能性を認めていた」とし、事後法禁止条項が禁止しようとする権力の濫用では、それにかかわる権利の重要性と被告人に対する影響が問題であり、単に証拠ルールあるいは手続ルールと特徴づけられるか否かではないことをまず指摘する⁽⁴⁹⁾。そして、*Bowie* 事件判決を引用しつつ、「行為が犯罪であるとの公正な告知の付与は事後法禁止条項の重要な価値の一つである。が、唯一の目的であるわけではない」⁽⁵⁰⁾と、*Weaver v. Graham* 事件判決において、

刑罰法規が事後法であるための要件として「遡及的でなければならぬ、つまりその制定前に起こった出来事に適用されなければならない。そして、それにより犯罪者が不利な影響を受けなければならない」⁽⁵¹⁾ことを指摘する。刑罰の遡及的加重は、被告人にいかなる行為が犯罪であるのかにつき公正な告知を付与するものではあるが、事後法禁止原則の趣旨に照らし許されず、一年と一日ルールの遡及的廃止も終身刑から仮釈放の可能性のない終身刑へと最高刑を峻厳化するとする⁽⁵²⁾。また、検察官は被告人がこのルールに依拠していなかったと主張するが、「おそらく被告人は、被害者がその間生きながらえるであろうと合理的に期待して、このルールに依拠しえたであろう」⁽⁵³⁾とし、事後法禁止原則は現実のあるいは擬制された信頼を保護するのみではなく、法提供者による不適切な、誤ったあるいは恣意的な行為を禁止するのであって、「被告人の主観的意図や信頼は決定的なものではない」⁽⁵⁴⁾とする。被告人が犯行時にさまざまな重要な証拠ルールや最高刑につき認識していないかもしれないが、そうであってもそのような保護が遡及的に廃止されてはならないとする。さらに、行為時に合法であったことを違法とすることのみが事後法禁止条項により禁止されるという検察官の主張では、合衆国議会も裁判所も被害者が重大な傷害を受けたが完全に回復した場合も謀殺罪に含むと遡及的に再定義できることとなり、被害者が現に死亡することという要件の遡及的な削除も被告人がその行為が違法であるとの公正な警告を受けていたとの理由で正当化されることとなるであろうから、それはあまりに狭すぎるとする⁽⁵⁵⁾。よって、州最高裁は、一年と一日ルールを廃止する判決の遡及適用を否定したのである。

一九八七年ロード・アイランド州の *State v. Pine* 事件判決は、一年と一日ルールの廃止が遡及的に被告人に適用されるか否かにつき、実体法か手続法か証拠法かという当該ルールの性質によってではなく、「法の統一的

適用の望ましさおよびこれにかかわる権利や被告人に対する影響の重要性」に基づいて判断する⁽⁵⁷⁾。合衆国最高裁は、事後法を、当該法律の制定前になされて遂行時に無罪であった行為を犯罪化し処罰する、遂行時の犯罪を加重あるいは重大化する法律と定義し、その遡及適用を禁止しているとし、事後法禁止条項が立法府にのみ適用されるけれども、デュー・プロセス条項が制定法と同様裁判所の解釈の遡及効を否定すると判示している⁽⁵⁸⁾。よって、コモン・ローでは、被害者が一年と一日のうちに死亡しなければ謀殺罪になりえなかつたのであるから、そのルールの廃止の遡及適用は暴行罪を加重し、遂行時にあるいは一年と一日の経過前におけるよりも重大なものとする⁽⁵⁹⁾とし、遡及適用が認められないとした。

一九九一年ノース・カロライナ州の *State v. Vance* 事件判決⁽⁶⁰⁾では、被告人は一年と一日ルールが廃止されることを予想し、このルールの適用におけるいかなる変更も本件に適用されるかぎりにおいて事後法として違憲であると主張した⁽⁶¹⁾。州最高裁は、合衆国最高裁が合衆国憲法修正第五条および修正第一四条が被告人に不利益な刑法の裁判所による予見不可能な修正の遡及適用を禁止すると判示していることを指摘し、一九六〇年以降このルールを廃止した六つの判決のうち五つが将来効のみを認めていることにも言及したうえで⁽⁶²⁾、本判決を当該事件に適用することが明らかに本判決以前に起こった出来事に適用し被告人に重大な不利益を生ぜしめるとして⁽⁶³⁾、遡及適用を否定した。

一九九二年ニュー・メキシコ州の *State v. Gabehart* 事件判決⁽⁶⁴⁾も、コモン・ロー上のルールの廃止が当該事件に適用可能か否かが問題であるとし、そのルールが性質上証拠または手続にかかわるとして廃止の判断を当該事件に適用する判決を指摘しつつも、そのような理由づけが、そのルールが被告人が問題の行為を行った時点で有効であった場合に、事後法に対する憲法上の禁止と相容れないとし⁽⁶⁵⁾、一年と一日ルール廃止判決の遡及適用が殺

人罪に犯罪を加重する効果をもつこと⁽⁶⁶⁾から、遡及適用を認めなかった。

一九九三年ノース・カロライナ州の *State v. Robinson* 事件判決⁽⁶⁷⁾は、合衆国憲法および州憲法の事後法禁止条項が立法府を対象としつつ、合衆国最高裁が刑罰法規の裁判所による修正の被告人に不利な遡及適用を合衆国憲法が禁止すると結論しており、州最高裁も *Vance* 事件判決において、合衆国憲法が *Common Law* の裁判所による修正の被告人に不利な遡及適用を禁止することを黙示的に認めているとし、犯罪遂行時に有効で被告人に利用可能であった抗弁を奪う裁判所の判決は、事後法禁止条項ではなく、*Duress*・プロセス条項により禁止される⁽⁶⁸⁾とした。

近時の州最高裁の判決例を見るかぎり、一年と一日ルールを廃止する判決は当該事件の被告人への遡及適用を認めず将来効のみを宣言するのが多数である。ここでは以下の諸点が注目すべきものと思われる。すなわち、①合衆国憲法および各州の憲法における事後法禁止条項が立法を対象とし、裁判所の判決に適用されるものでないことを認めつつも、合衆国最高裁の *Bowie* 事件判決等を引用したうえで、*Duress*・プロセス条項を適用して事後法禁止条項の趣旨が裁判所の判決にも及ぶものと解釈されていること、②判決の対象が刑罰法規の解釈である場合のみならず *Common Law* 上のルールにかかわる場合であっても遡及適用禁止の射程内に含まれていること、③ *Duress*・プロセス条項に基づく遡及適用禁止が事後法禁止条項の適用類型を当然の前提としており、条文を異にするだけでその禁止内容に相違がないこと、④遡及適用禁止の実質的基準が、当該判決が判決以前に行われた行為に事後的に適用されるか否か、およびその適用が被告人に不利益を生ぜしめるか否かに置かれていること、⑤合衆国最高裁の *Bowie* 事件判決を引用しつつも、公正な警告による遡及適用の可否論を明示的に批判する判決例が見られること、である。

- (20) See, DRESSLER, UNDERSTANDING CRIMINAL LAW 501 (3rd.ed.2001), PERKINS & BOYCE, CRIMINAL LAW 46 (3rd.ed.1982), L
FAVE & SCOTT, *supra* note 4 at 421, Yale, *A Year and a Day in Homicide*, 48 CAMBRIDGE L.J.202 (1989).
- (21) Walther, Comment, *Taming a Phoenix: The Year-And-A-Day Rule in Federal Prosecutions for Murder*, 58 U. CHI. L.
REV. 1337, 1338 (1992), Ghent, Annotation, *Homicide as Affected by Lapse of Time between Injury and Death*, 60 A.L.R. 3d
1323.
- (22) See *e.g.*, United States v. Jackson, 528 A.2d. 1211.1216 (D.C.1987).
- (23) DRESSLER, *supra* note 20 at 502.
- (24) 2002 WL 321889 (Ala.Crim.App.)
- (25) *Id.* at 1.
- (26) *Id.* at 2.
- (27) *Id.* at 5.
- (28) 708 N.E.2d 86.
- (29) *Id.* at 89.
- (30) *Id.*
- (31) *Id.*
- (32) *Id.*
- (33) *Id.* at 90.
- (34) United States v. Chase, 8 F.3d 1166 (4th Cir. 1994).
- (35) Cal. Penal Code §194 (West 1988 & Supp.1999), Mo. Ann. Stat. §565.003 (Vernon 1979 & Supp. 1999), Md. Ann. Code
art.27, §415 (1996), Wash. Rev. Code Ann. §9A. 32. 010 (West 1988 & Supp.1999).

- (36) State v. Cross, 401 S.E.2d 510(1991).
- (37) People v. Brengard, 191 N.E. 850(1934).
- (38) People v. Carrillo, 646 N.E.2d 582(1995).
- (39) State v. Hudson, 642 P.2d 331(1982).
- (40) State v. Ruesga, 619 N.W.2d 377(2000).
- (41) See, BRODY, ACKER & LOGAN, CRIMINAL LAW 32(2001), Kimball, *Constitutional Law-Judicial Abolition of Common—Law Rule Does Not Violate Due Process—Rogers v. Tennessee*, 523 U.S. 451(2001), 36 SUFFOLK U.L. REV. 289, 292 n.27(2002).
- (42) Valeriano v. Bronson, 546 A.2d 1380(1988). See also, State v. Sandrige, 365 N.E. 2d 898(Ohio Ct. Com. Pl. 1977)
- (43) See, Commonwealth v. Ladd, 166 A.2d 501(1960), People v. Snipe, 102 Cal. Rptr. 6(1972), State v. Sandrige, 365 N.E. 2d 898(1977). なお「年々」はロルールの意義のほかに「それは、实体法ルールを定めること」例へば United States v. Chase, 8 F. 3d 1166, 1172-73, State v. Moore, 199 So. 661, 663(1940), Walther, *Supra* note 21 at 1360「抗弁とするもの」例へば State v. Gabehart, 836 P. 2d 102, 103(1992), State v. Robinson, 436 S.E. 2d 125, 127(1993)「証拠ルールを定めること」例へば Jones v. Dugger, 518 So. 2d 295(1987) がある。
- (44) 409 N.E.2d 771(1980).
- (45) *Id.* at 775.
- (46) 331 N.W.2d 143(1982).
- (47) *Id.* at 147.
- (48) *Id.*
- (49) *Id.*
- (50) *Id.* at 148.

- (51) *Id.*
- (52) *Id.*
- (53) *Id.*
- (54) *Id.* at 149.
- (55) *Id.*
- (56) 524 A.2d 1104(1987).
- (57) *Id.* at 1108.
- (58) *Id.*
- (59) *Id.*
- (60) 403 S.E.2d 495(1991).
- (61) *Id.* at 500.
- (62) *Id.*
- (63) *Id.* at 501.
- (64) 836 P.2d 102(1992).
- (65) *Id.* at 105.
- (66) *Id.* at 106.
- (67) 436 S.E.2d 125(1993).
- (68) *Id.* at 127.